

の場合は問題が起きないのでござります。これが実際問題として、そういう場合も多くあると思ひます。ところが、それが受け取つてしまつた方があるのでございます。そういう場合の規定でござります。

○天田勝正君 私が今この質問をする趣旨は、これがちょうど恩給、年金を受け取る時期に差しかかつて、再就職されたというような場合に、その連絡があつたにもかかわらず時間的なズレで結局過誤払いし、また受け取る方も、それは承知でありましたけれども、とにかく受け取つてしまつた、こういう時間的ズレのために過誤払いが生ずるというならば、私は、すんなりと、うなづくのです。ところが今の御説明のように、当然すべき連絡もしない向かいにある。そうすると、そういう当然自分の扱うべき仕事を怠つたといふことになる、怠つた者に対する罰では一体、まあ行政罰といふ大げさなものでなくとも、信賞必罰をやつて少い。あるいは検査された件数と比較した場合も、一般的のものよりも重かき事にある。そうすると、そういう非常に軽いか、もしくは件数にして少い。あるいは検査された件数と比較の数が非常に公務員の場合には見られておるのです。この今質疑に答へたしておる事柄などは、これはあまり世間の表に出ない事柄でありますから、まあ、さしたる問題ないといふことです。が、そういうことは一体やつてゐるのですか、やつてないのですか。

○政府委員(中尾博之君) 本件に該当

いたしましたような事例を一件積みました場合に、どの程度の行政罰になるかということ自体は、実は客観的なものはございません。国家公務員法の関係におきましても、人事関係の懲戒はどうも任命権者にまかされて、方向だけが与えられておりまして、あとはいわゆる人の使い方で運用にまかされておる次第でござります。しかし本件のようないものを怠るということは、やはり相当不穏当なる事例であらうと存じます。

す。おそらくそういう方は他にもいろいろ適当でないような事例を繰り返す可能性の多い方であると思ひますので、それらに応じた必要な行政処分が当然行われるべきものと考えます。ただ本件につきまして、どの程度どこの役所でやつているかという具体的な問題になりますと、私もそこまで調べておりません。

○天田勝正君 これは本日審議の主題でございませんから、私も多くの時間をとるつもりはありませんけれども、一般に起訴された件数のうち、現実に罪となる数が非常に公務員の場合は重かるべきであるにもかかわらず、事実は非常に軽いか、もしくは件数にして少し。あるいは検査された件数と比較の数が非常に多く、しかもこれは俸給をとるつもりはありますけれども、思ひますけれども、そうでない範囲で相当懲戒をする必要がある。こう考えます、これはどうも少し全般のことですから、法規課長にお聞きしても、やむを得ないので、政務次官が来ておられますから、政務次官の所信をこの際、聞いておきたいと思います。

○政府委員(足立鶴郎君) 天田委員の御指摘になりました点につきましては、まことにござつとも御意見でございまして、私ども十分この処置につきましては注意を要すると考えておる次第でございます。御趣旨の点を尊重いたしまして、今後善処すべきものと考へておる次第でございます。されば、ないのですけれども、やはり私は役所全般の信賞必罰がとかくどうもおろそかになつてゐるんじゃないか。ことに本件の主題ではありますけれども、すから、まあ、さしたる問題ないといふことです。が、そういうことは一体やつてゐるのですか、やつてないのですか。

○政府委員(中尾博之君) ただいま御説明がありましたように、過誤払いは実は相當ござります。これを少くい

またそれは一般国民よりも別個の——神様のような人を求めるのは苛酷でありますけれども、自分のやるべき仕事をやらぬといふことについては、私は相当しつかりした態度で臨まなければ、結局国民全体は納得しないんじやないか。そういう意味で、この事柄は小さいようありますけれども、やはり苛酷な罰則といふものもいかがとなりますけれども、それでない範囲で相当懲戒をする必要がある。こう考えます、これはどうも少し全般のことのが払われておるということがきわめで大事なものでございますから、そこで先ほど申し上げましたように、通常の支出手続とは異なる郵便官署に対する歳出という形で一応お金を渡しますが、それで実はお払いをするわけではありませんから、政務次官が来ておられる次第でございます。御趣旨の点を尊重いたしまして、今後善処すべきものと考へておる次第でございます。

○平林剛君 さつき天田委員からお尋ねがありましたが、過誤払いが起きつたとしても、過誤払いが起きてくる本質的な原因について私は依然としないものがあるのです。とにかく一年間に二億三千六百万円といふことで、かなり大きな額になる。パートは非常に少いように見えますけれども、金額としては多い。今これに対する責任の問題がありましたが、それはそれで、いろいろ気をつけてはおるわけでございます。やはり根本的な原因是そこにあると存じます。

○平林剛君 そこで私は政務次官の今のお答えは少し的を射ていません。私は、過誤払いが起きる根本的な理由は、支払い機構の点にあるのじやないだらうか。ただ官吏の怠慢とか、それから止の事由に該当していないかどうかと必ず当人が——受給者が失職または停止の事由に該当していないかどもかとしましては、実際支払いをする際には、必ず当人が——受給者が失職または停止の事由に該当していないかどもかとしましては、実際支払いをする際には、市町村役場に照会する等の方法によってできる限り調査をして払いはしておるのでござりますが、最近は市町村役場におきましても非常に仕事がお忙しいので、郵便局からそういう照会をしても、忙くてなかなか御返事がいただけないというような事情もあるのでござります。そういうことで払つております

るが、先ほど天田先生のおっしゃいましたように、三ヵ月では時期がズレ相当あると思います。そりいだよなことでございまして、郵便局で実際にその窓口の職員が手続上間違えて過誤払いをしたというようなものは、この一〇〇%のうちの二〇%にも満たないわざかなペーセントになつております。

して、その他のこととは、恩給局と私どもの方、あるいは市町村役場との間の連絡が緊密に完全に行えれば、こういふ過誤払いはされないはずなんですが、まことにあります。

○栗山良夫君 この前資料を出していただきました黄変米の問題について二、三伺いたいと思います。

このちょうどいたした資料を見ますと、中でいろいろ疑問な点が出てきますが、一番最初に伺いたいことは、黄変米は、食品衛生法上の処理基準が決定されるまでは処理してはいけないということになつておる。そして

処理基準につきましては、厚生、農林両省の間に相談をしておるので、こういちごになつておりますが、こうしたことになつておりますか。

○栗山良夫君 そうすると、この処理基準といふものは、かた苦しいものでなくして、食品衛生調査会の答申に基いて、厚生、農林両省が、この部分についてはこういう工合に処理をしようと、こう訴し合ひ、協議が成立すれば、それでも実行に移していく。こ

ういう建前のものですか。

○栗山良夫君 さようですが、付いたしております資料の中にも

ちょっとござります。その点は六ページにござりますが、病変米の処理につきましてのサンプリング方式の暫定案

というのがござります。これによりまして、農林、厚生両省におきまして、

在庫米につきまして一応肉眼で病菌に関する専門家の仕分けをいたしました上で、上といいますか、良質米といふ

ふうに仕分けられたものにつきまして

は、さらに菌の有無を検定いたしま

して、無菌であるという証明ができるま

たものは食品加工用に回してよろし

い。それから仕分けの結果、下といふ

うに、加工食品には向けられない、い

わば食糧以外のアルコール等にしか向

けられないということになりましたの

は、菌検定を待たずにこれを飲用アル

コール等に処分する。それから中

に検討しなきやならぬといふものにつ

いて、付則を、「この法律は公布の日から施行する。」と修正されております。

○委員長(廣瀬久忠君) 議事の都合上、本案の質疑は一応本日はこの程度にとどめて、なお後日に譲ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行います。

なお、念のため申し上げますが、本案は、衆議院において、付則を、「この法律は公布の日から施行する。」と修正されておりま

すが、これは処分できるのじやないか質疑を願います。

る、こういふことでござります。全面的に処理基準がすでに確立したわけではなくて、食品加工用にするわけなんですね。

つきましての処理基準が一応できておりました上質のもの、下といふものに

つきましての処理基準が一応できておりました上質のもの、下といふものに

つきましての処理基準が一応できておりました上質のもの、下といふものに

つきましての処理基準が一応できておりました上質のもの、下といふものに

つきましての処理基準が一応できおりました上質のもの、下といふものに

か。配給用と申しますか、そういう意味での食用には回さないで、すべて加工用にする。こういふことは確立している原則であります。

○栗山良夫君 そうすると、ただいま残つておるものも、処分の方法としている原則であります。

○栗山良夫君 それまことにございませんので、今申し上げま

すが、一番最初に伺いたいことは、黄変米は、食品衛生法上の処理基

準が決定されるまでは処理してはいけないということになつておる。そして

処理基準につきましては、厚生、農林両省の間に相談をしておるので、こういちごになつておりますが、こうしたことになつておりますか。

○栗山良夫君 そうすると、この処理基準といふものは、かた苦しいものでなくして、食品衛生調査会の答申に基いて、厚生、農林両省が、この部分についてはこういう工合に処理をしよう、こういふ訴し合ひ、協議が成立すれば、それでも実行に移していく。こ

ういう建前のものですか。

○栗山良夫君 さようですが、付いたしております資料の中にも

ちょっとござります。その点は六ページにござりますが、病変米の処理につきましてのサンプリング方式の暫定案

というのがござります。これによりまして、農林、厚生両省におきまして、

在庫米につきまして一応肉眼で病菌に関する専門家の仕分けをいたしました上で、上といいますか、良質米といふ

ふうに仕分けられたものにつきましては、さらに菌の有無を検定いたしま

して、無菌であるという証明ができるま

たものは食品加工用に回してよろし

い。それから仕分けの結果、下といふ

と今の御説明ではうかがえるのです。が、それはどうしてできないのか、その理由を伺いたい。

○政府委員(小倉武一君) これはまさにお尋ねこもつともございまして、その点の御疑惑はござつともあります。この表を見ますと、三千五百八十五トンでございまして、おくれて申しわけないのでござ

ります。言いわけになるようなります。言いわけになるようなります。ことともござりますが、「良」という仕事

分けをいたしました上に、さらにサンブルをそこからとりまして、その米粒

を今度は試験管の中に入れまして、菌の培養をやるわけでございます。この

分けをいたしました上に、さらにサンブルをそこからとりまして、その米粒

を今度は試験管の中に入れまして、菌の培養をやるわけでございます。この

分けをいたしました上に、さらにサンブルをそこからとりまして、その米粒

を今度は試験管の中に入れまして、菌の培養をやるわけでございます。この

分けをいたしました上に、さらにサンブルをそこからとりまして、その米粒

を今度は試験管の中に入れまして、菌の培養をやるわけでございます。この

分けをいたしました上に、さらにサンブルをそこからとりまして、その米粒

を今度は試験管の中に入れまして、菌の培養をやるわけでございます。この

分けをいたしました上に、さらにサンブルをそこからとりまして、その米粒

を今度は試験管の中に入れまして、菌の培養をやるわけでございます。この

分けをいたしました上に、さらにサンブルをそこからとりまして、その米粒

ざいますが、そういう実情でござります。それからまた、もう一度用途のことをございますが、アルコール原料等でござりますれば、非常に需要量も多ござりまするけれども、食品加工用と申しますると、年間の需要量としてもそろ莫大な数量に実はならないのでございまして、一時期に何万吨も処分するというふうにはなかなか参りかねますようなことであります。たしか「みそ」その他の食品加工用といったましましては、通常の場合でございまして、年間七、八万吨程度ではなかつたかと思いますが、従いまして、月にいたしましてと一万トン以下、数千トンといらうことになります。そういうわけでござりまするの、若干出だしがおそくなつておりますが、最近はだんだんと処分が進むようになりますし、またぜひしなければならないふうに考えておる次第であります。

○栗山良夫君 大体非常に慎重を期しておられるることはわかるのですが、私はそこで非常に疑問に思いますのは、黄変米に現についている菌が、厚生省で菌の検査があるから、それまでは繁殖をストップしておりますようですが、わけにはいかないと思うのですね。やはりどんどん繁殖して、これは劣化していくでしょう。この間の説明では劣化しないような措置をやつておるとおつしやったのですが、私はそういう科学的な根拠といらものは果してあります。そのうちで仕分けたものが八万六千何がしといらものは、これはまだ全然無検査のものと承知して差しつけが全然できていません。この差額の三万六千何がしといらものは、これはまだ全然無検査のものと承知して差しつけが全然できていません。この差額の三万六千何がしといらものは、これはまだ未仕分けの分が四万四千五百九トンですか。こういうことになりますね。これはいつごろ仕分けが完了するわけですか。

なると思うのですね、全体からいえば部分かわたりませんけれども。そして、「みそ」その他の食品加工用と申しますと、年間の需要量としてもそろ莫大な数量に実はならないのでございまして、一時期に何万吨も処分するといらうことにはなかなか参りかねますよなことです。たしか「みそ」その他の食品加工用といましましては、通常の場合でございまして、年間七、八万吨程度ではなかつたかと思いますが、従いまして、月にいたしましてと一万トン以下、数千トンといらうことになります。そういうわけでござりまするの、若干出だしがおそくなつておりますが、最近はだんだんと処分が進むようになりますし、またぜひしなければならないふうに考えておる次第であります。

○栗山良夫君 まことにござりますように相當日数がかかります、これが何ヶ月というふうにかかるわけではございませんので、お話をよろしくなつておりますが、私は「みそ」その他の食品加工用といましまして、年間七、八万吨程度ではなかつたかと思いますが、従いまして、月にいたしましてと一万トン以下、数千トンといらうことになります。そういうわけでござりまするの、若干出だしがおそくなつておりますが、最近はだんだんと処分が進むようになりますし、またぜひしなければならないふうに考えておる次第であります。

り処分の方法なり処分先の意味での慎重も期したい、こういうことで、そういうふうな表現を用いたわけあります。

○栗山良夫君 それからもう一つ。当時のことと、これは黄変米が問題になつたときのことを、私、思い出してい

るわけですが、あのときに黄変米云々なつたときには、相手国はそういう本へ行つて、そういうものができるのはよくわからないのだといふような情報がきたことがあつたように私は思ひます。ところが、この資料を拝見して黄変米の到着を見ていないと書いてあるのです。その国会で問題にして、黄変米のことが大いに議論になつてから

本へ行つて、そういうものができるの本へ行つて、そういうものができるのはよくわからないのだといふような情

報がきたことがあつたようには思ひます。ところが、この資料を拝見して

黄変米の到着を見ていないと書いてあるのです。その国会で問題にして、黄

変米のことが大いに議論になつてから

本へ行つて、そういうものができるの

る。あるいは、船の航行中に病菌がふれ合つてもらう。あるいは揚精してから船積みの期間に相当余裕がありますと

チーリング等について特段の注意を

払つてもらう。あるいは揚精してから

の間に菌がつくという可能性もあると

いうと、白米でござりますので、そ

いは、これはまあ全部の国に適用する

打つておいでになるかどうか、その点の方が私は今後の問題としてもより重要なことを、これはもうおそれもございませんので、船積み中の管理、ヴァン

ドの証明などもございませんが、その

要だと思います。その御説明がなくて、

とにかく、あるいは無菌の証明書をとつたとか、あるいは無菌の証明書をとつた、そういうことでは、この黄変米の輸入抑制にはならないし、また今後

再びこういうものが発生しないという

ことの証明にもならないと思ひます。

私は、今後絶対に外米を輸入する、良質

外米を入れるということであれば、食

糧庁がもう少し貿易に頭を突っ込んで、

現地における買付について役所も責任

を持つ、商社は事務的に処理をするだ

けと、この程度まで進まなければ、今

度安心しておられないと思うのです

が、そういうことを食糧庁はおやりに

なつているかどうか、まだ依然として

前と同じように商社まかせか、この点

を一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(小倉武一君) お話をよう

う状況に相なつて、そのほかにもっと別な方法を

しておつしやつたことも、どういふ

いたしておりますて、五ヵ月分くらいの配給米は持つておるというふうなことはございませんして、米が足りなくなつたときも、現地に眠らしておくといふのは個人としては反対ですがね、こ

れは緊急に処分しなければならない。

処分するときの腹のきめ方もあります

しょうけれども、そのときに軽率にや

れば今言つたような問題が起きてく

る。やらなければますます困としては損を重ねていく。この辺のふん切りと申しますか、割り切り方、そういうも

のはどういう工合に考えておられる

か。これは本来ならば農林大臣に来てもらつて、こういう不良米をこんなに余計なめで、しかもいつ果てるともわ

からないような格好で置いておくとい

うのは困ると思うので、ただしたいと

思いますがけれども、まあ審議の時間の

余裕もないのでですから、そこまでは申しませんが食糧庁の長官としては

この点をはつきりお聞かせ願つておきたいと思います。

○政府委員(小倉武一君) お話をよう

う状況に相なつて、そのほかにもっと別な方法を

しておつしやつたことも、どういふ

の状況に相なつて、そのほかにもっと別な方法を

しておつしやつたことも、どういふ

の状況に相なつて、そのほかにもっと別な方法を

は半ば以上のものがこういぢものがあるのですよ。まだ未解決のものをこれいつまでも倉庫に眠らしておくといふのは個人としては反対ですがね、こ

れは緊急に処分しなければならない。

近隣持しておりまして、県知事等が普

通売却の可否についていろいろ申し込

んで参りますが、その際よく地方の実

際の問題が起つておるか。私は一番心配いたしましたのは、まだこの統計の中で未仕

分けのものが四万四千五百九トン、そ

れに中クラスのどちらなるかわからぬ

ことは、これは避けるという方針を最

終の問題もござりまするので、当然そういうことに配慮しなければなりませんが、処分し

た後は、実需者ないし実需者団体にしか処

分をしない。何と申しますか、トンネル会社を通じて売却するというふうな

ことは、これは避けるという方針を最

終の問題もござりますので、当然そういうことに配慮しなければなりませんが、処分し

た後は、実需者ないし実需者団体にしか処

分をしない。何と申しますか、トンネル会社を通じて売却するというふうな

ことは、これは避けるという方針を最

終の問題もござりますので、当然そういうことに配慮しなければなりませんが、処分し

た後は、実需者ないし実需者団体にしか処

情を聞きまして、実需者団体ないし実需者に限つて処分する。しかもこれは別の新規の用途でござりますれば……これはいろいろ新しい方面の用途についてもこれ全く例外ではございませんが、大体は加工用でございますので、そういう突飛な実需者あるいはその団体があるわけではございませんので、信用の置ける、従来の取扱いの実績等も見まして、そういう団体に限つて処分をしていく。こういふ考え方でおるわけであります。なお処分の方法につきましても、あるいは競争入札といつたようなことが考えられますけれども、競争入札ではなかなか充却先についての検討がしにくいのでござりますので、価格に一定の基準を設けました上で隨意契約で処分をしていく、こういった方法で、適正な処分ができるようになります。

○栗山良夫君 そうしますと、商社への払い下げは絶対にしない。直接生産

をしておくといふようなことがあればこれは再び問題になる。こういふことは、國から政治なり行政の不信を私は巻き起していくと思います。だから問題になつたのはやむを得ませんので、この起つては、ほんばやられたのでは、國民としてはたまらぬですがね。どうぞ、それについてもう少し急速に國民のためを思つて農林省おやり下さつては……。どうも御承知の通り最も迷惑をかけない、國にも迷惑をかけないということで善処を願うことを強く要望をしておきたいと思います。

○土田国太郎君 ちょっとと長官にお伺いいたしますが、先ほど御説明に、黄変米の試験は厚生と農林両面二カ所でおやりになつておられるのですか。

○政府委員(小倉武一君) 三カ所でございます。

○土田国太郎君 三カ所といいますと、もう一カ所はどこですか。

○政府委員(小倉武一君) 厚生省関係で、直接厚生省の施設ではございませんが、兵庫県の衛生試験所と厚生省の衛生関係の試験所、それから農林省の食糧関係の研究所でござります。

○土田国太郎君 この培養期間は何週間くらいかかりますか。

○政府委員(小倉武一君) 三週間ぐらいかかるわけでござります。

○土田国太郎君 まあ三週間もすれば長い方ですが、普通はいのちの培養なんとかは二週間もかければ大体結果がわかるのが例ですが……。それと先ほどお伺いすると、二年もかかるという話であります。その間の歩減り、品質の損害、それから倉敷料、金利、大へんな損害を打ち切りたいと思ひます。要するに、この黄変米の問題は、心ある人はやはりこの行方を見守つていると私は思います。こういふのをいかげんに始末をしたり、あるいは、いつまでも始末をしないで放置

どんどんこれを増養試験させて、急速にその可否を決定する手はなんばれども私はあると思うのですが、ただ三カ所だけにまかせておいて、その結果を待つては、ほんばやられたのでは、国民としてはたまらぬですがね。どうぞ、それについてもう少し急速に國民のためを思つて農林省おやり下さつては……。どうも御承知の通り最も迷惑をかけない、國にも迷惑をかけないということで善処を願うことを強く要望をしておきたいと思います。

○土田国太郎君 まあ三週間もすれば長い方ですが、普通はいのちの培養なんとかは二週間もかければ大体結果がわかるのが例ですが……。それと先ほどお伺いすると、二年もかかるという話であります。その間の歩減り、品質の損害、それから倉敷料、金利、大へんな損害を打ち切りたいと思ひます。要するに、この黄変米の問題は、心ある人はやはりこの行方を見守つていると私は思います。こういふのをいかげんに始末をしたり、あるいは、いつまでも始末をしないで放置

ので、國民もあきあきしておるようになります。かくして國民の怨嗟が高まつて、國民は迷惑をするわけです。二年これからうつちやつておかれれば、どうかそういうことでなくて、まあ大学も全國にあり余るほどあるのですし、また各県にも衛生試験所もみんなお持ちになつているのだから、そういう方面で

○土田国太郎君 これは問題も大きい

○政府委員(小倉武一君) お話をよう

に、蒸溜の飲用アルコールには米にかえまして、普通の外米なり碎米等にかえましてこの部類の米を充却いたしてあります。ただその方面の方に処分す

ます。ただその方面の方に処分す

るには、今のところこの中でも特に悪

いものだけをそちらに向けておるわけ

でございます。先ほど申しましたよ

うに、中級のものにつきましても調べが

つかれども、いろいろの関係がござい

ます。たしかに、これが工業用アルコール原

料が何かにお払い下げになりました

か。

○政府委員(小倉武一君) アルコール

原料につきましては、昨年工業用アル

コール原料が夏不足いたしました場合

に、通産省その他の関係のアルコール製

造家の方から強い御要望がございま

すが、いかがですか。

○政府委員(小倉武一君) お話をよう

に、できるだけ取り急いで進むべき性質

だと思ひますが、この病変菌の問題は御承知の通り比較的近年起りました問

題で、その方面の専門家、ことに病変菌の菌の専門家というものが全国で非

常に数が少い実情でございまして、これ

は私どもより、むしろ厚生省の御見解

に従いまして、どこならできるという

ことの認定を願つて、そこにお願いを

するといふことになつております。関係

上、施設、人の關係からいって三カ所

ます。が、今申しましたように、なるべく試験の箇所をおふやしになつて、急

速に解決されて、そして品位をお分け

になつて、何も何万貫もでき上がるまで

お待ちになる手はないのですから、で

きた片づ端から御処理なされば私は

けつこうだと想うし、またそんじう

需筋もあるのですから、大体これは精

白度を何割程度までいつたら黄変の菌

というものはなくなるのですか。

○政府委員(小倉武一君) これは黄変

米問題が起りました当初につきまして

は、つき直しがすればよろしい。特に

いわゆるタイ国黄変といつております

部分につきましては、一割のつき減

りを見込んだつき直しをすれば、配給

ばならぬ必要があることは、朝野一致した見解であるし、また私も必要であると思ひます。それならばなぜ一体政府はこの予算においてさうな処置をとらなかつたか。きょうは大蔵政務次官と論戦をするわけではありませんが、静かに考えた方がよい、自分の意見だけ申し上げておきます。自民党の政府は、昭和二十八年以来、農村に対する予算は何ごとです。足立君はその当時の大蔵当局におられなんだから言うわけではないが、何たることですか。

一体農村をばかりしている。國の予算が一兆一千億あって、あの当時は一千六百七十億、約一六・七%が農林予算、ところがその後、農林省の諸君もだらしがない。農林大臣がだらしないか、事務局がだらしないか知らぬが、とにかくその後どんすこととにかくその後どんすることになりました。予算を削られてきて、今は總予算が一兆一千五百億なのに農村予算は二十八年予算の半分じゃないですか。よくも農林當局といふか、政府當局が黙つておれると思う。かようやな予算面における農村取扱、全く國家権力と結びついて日本の独占資本といふものがだんだん農村を政策的に取扱っているし、すべての事業といふものは借入金、融資政策で追い詰められていくのです。かようなことで、農業生産なり、あるいは農民が喜んで仕事にこなえるといふことはなかなかできがたいのだ。

以上の見解に対し、皆さんから答弁を得ようとは思ひません。むしろ、特に大臣たるもののが政治的責任を持つてやるべきものでござりますから……。

しかし、その大臣を事務當局の諸君がこの誤りを下から突き上げるようにしてもらわなければならぬ。こういうよ

うな点について非常に遺憾と思っております。でありますからたとえば、先般の特定多目的ダムの問題にして問題にいたしましても、今、立川君からいろいろ御説明があつたが、特にその三つの理由をあげられた。ことに事業の促進といふことは、第一に結果において促進にならぬと思う。第三の問題については、協同組織を作る、それで責任体制していくのだといふことなんですが、この組織を作るに至つたという動機は、これは納付金制度による借入金に対する責任体制を作るという借入金に対する責任体制を作るとしても悪いことではない。しかし、そういう建前での協同組織でしよう。むしろそういうところにねらいがあることになると思う。これはいずれにしても悪いことではない。しかし、私はその運営に思つてゐることがある。いは違つておるかも知らぬけれども、私はそれを考えております。でありますから、この判定は、この一二年後においてどういう反響が出てくるかと見がわかってくるものと思つております。それに対する意見を申し上げて——これは答弁要りません。参考に

申し上げておきます。

次に、質問をしておきたいのは、農地法の第六十一条と改良法の一部改正との関係はどうですか。提案の説明だけではよくわからんのですけれども、これを一つわかりやすく——農地法六十一条を改めるとあるが、どういうふうに一体改めるのか。その内容といふ

工合に考へたのですが、これは干拓事業が、全体として土地改良といふ色彩が非常に濃うございまして、また一面、工事費がよけいにかかりますので、その他面といたしまして、立地条件が非常に有利である。こういうふなことをございますので、今申し上げましたような措置を講じまして、すなわち、入植者の協力を得て、事業費の受け入れの金などについて、その金を一部を負担をしていただきて参る。こ

ういう工合に考へたわけであります。

そこで、こういうわけで、干拓地の取扱いにつきましては、その計画から明願いたいと思います。

○説明員(立川宗保君) 従来干拓地につきましては、土地改良法に基きまして、一般会計でその干拓地助成の事業を行なつて参つております。そうして、ただいまの御質問のごとしました農地法第六十一条に基きまして、自分で、売り渡しを行なつてきたわけであります。ところで他方、土地改良法の全体の体系、ものの考え方につきましては、土地改良事業によつて利益を受けている人々から負担金を出していた

ところ、こういうものの規定といいますから、考え方が一つの基礎になつておるわけであります。そこで、先ほど御説明を申し上げました通り、今回、土地改良法に特別会計を設置いたしましたので、国営の干拓事業、代行の干拓事業を推進をいたしますために、借入金を財源といたしまして、從來の國費支出と相待つて、仕事のスピードアップをいたします。で、その際借入金をいたすのでございますが、その借入金は、將來の負担金の収入と見合うといふことでありますけれども、バランスがとれて参りませんのですが、そういうよろな

工合に考へたのですが、これは

今までの農地政策に少し変革を乗たしや

せんかと思ひうるのです。そういうことは専門的な管理部長はどういうふうに考へておられるのですか。この

二条を改めると、いふことになつておる

のでござりますけれども、これが今日までの農地政策に少し変革を乗たしや

せんかと思ひうるのです。そういうふうに考へておられるのですか。この

点あなたの方の見解話をされたい。たとえば、こういう場合はいいと思うけれども、こういう場合は問題になるかもしらんといふようなことを率直に一つこ

の辺で質問はやめてしまふ。

○説明員(立川宗保君) 実は、私どもいたしましては、現在の農地制度と申しますか、戦争後の農地改革といふものの基礎を維持をして、堅実に發展をさせるということを常に考えておるつもりでござります。そこでこの特定土地改良工事特別会計法あるいは土地改良法を今回改正をいたします際に、農地法にその新しい土地改良法關係の法律改正が影響をするとか、あるいは農地改革にいろいろ影響をするというようなことはないよう、その点は非常に注意をして事に当つたつもりでございます。そこで、この農地法全体のものの考え方なり、あるいはそれに基きますいろいろな处置というものは、非常に注意をして事に当つたつもりでございます。そこで、この農地法全体の影響を来たし、あるいは非常な悪い障害を来たすというようなことはないと考えております。と申しますことは、今回の土地改良法の規定によつて、私は、結論いたしましてはいさきかもこの土地改良事業を、御指摘のことさいました干拓、埋立てについて申し上げますと、この干拓、埋立ての仕事につきましては、その仕事にかかる付近の農民といたしましては、非常に土地の少いあるいは土地に飢えておる人がたくさんおりります。その人たちは、一日も早くこの干拓をいたしまして、自分たちの經營を広げよう、あるいは新しく自作農になろうといふ工合に待ちかまえておるわけでござります。そこでもちろん、その農民が負担をし得ないような、あるいは将来非常な負担しえなくなるような条件で負担を課するということは、とうていわれわれも認めがたいのでござりまするが、今回御提案を申し上げておりますこの法律の限度におきましては、私どもはそのお

それはます、あるまいという工合に考えておるわけでござります。そして、その農民が取得をいたしましたこの干拓地につきましては、農地になります。わけでございますから、農地法のいろいろな規定を全面的に適用をいたしまして、そよして、たとえば転用でありますとか、賃付でありますとか、譲渡でありますとか、そういうようなことについて十分な規制をする、こういう工合に考えておりますので、この関係におきまして農地法が乱れるといふことはないと考えておる次第でござります。

をしたいといふ人たちに売り渡すこと、もちろんござります。ただ、その土地の中に、どうもそのほかの土地として売ることが適當だ、たとえばそこに診療所を建てるでありますとか、あるいはいろんなそのほかの農地以外の土地に供することが適當だというようなものが当然中には出でるわけござります。で、そういう場合には、この分配計画を立てて売り渡すといたしません。そういう場合には、その土地について、たとえば従来の所有者がございまして、そういう者から買収をして、その上で土地改良事業を行なつた、こういう場合にはもともとそれをいたしません。これは野溝先生も御承知通り、現在の農地法におきましても、第八条という規定がございまして、同じ趣旨の規定があるわけでござります。これは野溝先生も御承知通り、現在の農地法におきましても、第八条という規定がございまして、同じ趣旨の規定があるわけでござります。

干拓地にずっと出て参るわけでござります。あるいは所によるといろいろの路道を敷いて、交通施設をここに作るとか、そういうものが出て参るわけでござります。そういう場合に、公共の用に供するためには農地にし得ない、こうしたものに限つてこういう運用をいたしたいといったいきたいという工合に考えております。

戻すわけでござりますけれども、そ農地に買収したものは、やはり本来目的に従つて農地として使っていくうことを本旨といたしますので、この指置を講じておるわけでござります。野溝先生のお話のように、非常これが乱用されるといふようなことは、現在農地法制定以来四年間やつりましたが、少くとも過去にはなうなことはなかつたといふ工合に申上げられると思ひます。

○野溝勝君 そうすると、もちろん地法の八十条で厳然として維持さると言ひうが、今私の言ひ方は、農地なくとも土地改良で農地にするといひで、その結果、割合農地に適さないということになつてくれば、これ結局農地法から除外されるわけだ。ういもよくなときには、これは農地混合する場合がある。農地とそれか一部は農地に適さないという場所もききてくる。そんなよくな場合には、その場所が農地にも適さない、農地に適るといふように繰り込んでおる場所で、きてくると思うのですよ。そういうような場所を今後公共用として処理する場合に、農地の方もかえつて農地適さない場所の方に利用されるよう傾向がありはしないかと思うのですね。そんなような場合には八十一条もつて具体的に押し切れることがでありますかね。

ますが、ただいま御指摘のように、そ
ういう土地があつて、近傍の農地など
にそれが影響するということにつきま
しては、近傍の農地の転用につきまし
ては、これは普通の既墾地であります
と、従来の農地でございます。農地
法四条または五条の制限がございま
す。それから未墾地でございますと、
農地法第七十三条の制限がございま
す。いずれにしても現況農地であります
限り、その隣りの所がかりに農地に
適さない所でありますと、それが存
在をするゆえもつてその所が制限な
に転用されるといふことはないわけ
であります。必ず農地法の許可を要す
るわけでございます。

論において所見を申し上げて賛否を明
りましたように、この法律を作ること
によつて土地改良工事がスピード・
アップすること、事業量がふえると
いうお話をございますが、それならば、
この法律を作らないとすれば——もち
ろん本法である土地改良法も含めての
アッブすること、事業量がふえると
いうお話をございますが、それならば、
この法律を作らなければ——もち
ろん本法である土地改良法も含めての
アッブすること、事業量がふえると
いうお話をございます。

○野瀬勝君 大体、立川さんの御説明
で、その自信のほどはよくわかります
が、なかなか立川さんの解釈のように
はいかないので、だからこそトラブル
があるので、うそかまことか、それは
知らんが、最近また解放農地補償連合
の方々は、在外資産の補償と同じよう
なことを考えておられるといふなか
で、そういう点からも、最近の特定
ダムの問題についても、今回のこの土地
改良の問題に対する内容を見ても、農
地の問題と経済負担の問題等がいろいろ
の関係において、これから複雑な事
態を起してくると思います。であります
から、こういう点について十分御配
慮願わないと、これは容易ならぬ事態
が来ると思うのであります。そういう
意味において、いずれにしても、農
地の問題にして、あとは一つ討

○天田勝正君 簡単に二、三お伺いし
ます。先ほどの政務次官の答弁の中にあ
りますように、この法律を作ること
によつて土地改良工事がスピード・
アップすること、事業量がふえると
いうお話をございますが、それならば、
この法律を作らなければ——もち
ろん本法である土地改良法も含めての
アッブすること、事業量がふえると
いうお話をございますが、それならば、
この法律を作らなければ——もち
ろん本法である土地改良法も含めての
アッブすること、事業量がふえると
いうお話をございます。

○野瀬勝君 大体、立川さんの御説明
で、その自信のほどはよくわかります
が、なかなか立川さんの解釈のように
はいかないので、だからこそトラブル
があるので、うそかまことか、それは
知らんが、最近また解放農地補償連合
の方々は、在外資産の補償と同じよう
なことを考えておられるといふなか
で、そういう点からも、最近の特定
ダムの問題についても、今回のこの土地
改良の問題に対する内容を見ても、農
地の問題と経済負担の問題等がいろいろ
の関係において、これから複雑な事
態を起してくると思います。であります
から、こういう点について十分御配
慮願わないと、これは容易ならぬ事態
が来ると思うのであります。そういう
意味において、いずれにしても、農
地の問題にして、あとは一つ討

○天田勝正君 簡単に二、三お伺いし
ます。先ほどの政務次官の答弁の中にあ
りますように、この法律を作ること
によつて土地改良工事がスピード・
アップすること、事業量がふえると
いうお話をございますが、それならば、
この法律を作らなければ——もち
ろん本法である土地改良法も含めての
アッブすること、事業量がふえると
いうお話をござります。

○野瀬勝君 大体、立川さんの御説明
で、その自信のほどはよくわかります
が、なかなか立川さんの解釈のように
はいかないので、だからこそトラブル
があるので、うそかまことか、それは
知らんが、最近また解放農地補償連合
の方々は、在外資産の補償と同じよう
なことを考えておられるといふなか
で、そういう点からも、最近の特定
ダムの問題についても、今回のこの土地
改良の問題に対する内容を見ても、農
地の問題と経済負担の問題等がいろいろ
の関係において、これから複雑な事
態を起してくると思います。であります
から、こういう点について十分御配
慮願わないと、これは容易ならぬ事態
が来ると思うのであります。そういう
意味において、いずれにしても、農
地の問題にして、あとは一つ討

○天田勝正君 簡単に二、三お伺いし
ます。先ほどの政務次官の答弁の中にあ
りますように、この法律を作ること
によつて土地改良工事がスピード・
アップすること、事業量がふえると
いうお話をございますが、それならば、
この法律を作らなければ——もち
ろん本法である土地改良法も含めての
アッブすること、事業量がふえると
いうお話をござります。

○政府委員(宮川新一郎君) ただいま
の天田委員の御質問の点に対しまして
お答え申し上げます。
従来、一般会計から繰り入れます国
費ばかりでやつておりますが、三十二
年度において一つお示しを願いたいと
思ひます。

○政府委員(中尾博之君) 今数字をこ
の工事は、これは從来から継続をして
おります国営干拓事業、それから代行
の干拓事業と申しますが、それが全部こ
の特別会計で扱われるわけであります
て、國営の干拓は二十七地区、それが
代行の干拓は五十六地区でございま
す。それで從来、たとえば國営灌漑排
水の事業量でござりますと、まあ一が
いには申し上げかねるのでござります
が、大体十五カ年ぐらゐの年限がか
かっておつたわけでござります。それを
先ほども大蔵政務次官がお話をなりま
したように非常に短期に仕事を進めま
して、私どもは政府の内部でいろいろ
相談をいたしました、でき得れば七年
ぐらいの程度にしてやりたいという工
合に意願をしておるわけでございま
す。

○天田勝正君 最後の言葉がわからな
かったのですが、十数年かかったのを
七年であげる……。

○天田勝正君 十五年ほどか
かっておりますので、七年といふこと
でござります。

○天田勝正君 金額は先ほどの説明で
かかつたのですが、十数年かかったのを
七年であげる……。

○天田勝正君 要するに、従来の方式
と今回の方針と私も分けて説明を伺つ
たのだし、説明される方もそういふう
なりされたと思うのです。そういう
区で分れておるわけであります。
すと、大体地区として七年ぐら
いで完成する。従つて中の工区で參り
ますといふと、干拓あたりはむしろ工
事で分れておるわけではありませんが、
ますといふと、大体地区として七年ぐら
いで完成する。従つて中の工区で參り
ますといふと、干拓あたりはむしろ工
事で分れておるわけであります。
と、さつきお聞きしたように、新方式
と今回の方針と私も分けて説明を伺つ
たのだし、説明される方もそういふう
なりされたと思うのです。そういう
特別会計方式といふか、借り入れ金方
式に關係があると存じます。

○天田勝正君 これは資料をお持ちな
いそうですから、これ以上聞いてもわ
けでございます。そういう点もやはり
特別会計方式といふか、借り入れ金方
式に關係があると存じます。

○天田勝正君 一二条を一つ見て下さい。「埋立又
は干拓の工事によって生じた用地の売
代金及び貸付料は云々」この條文によ
て、その方面からスピード・アップ
ができるのだ、こういう話ならば別段こ
とがないと思いますから、ほかの質問
をいたします。

十一條を見ると、「埋立又
は干拓の工事によって生じた用地の売
代金及び貸付料は云々」この條文によ
て、その方面からスピード・アップ
ができるのだ、こういう話ならば別段こ
とがないと思いますから、ほかの質問
をいたします。

○天田勝正君 これは資料をお持ちな
いそうですから、これ以上聞いてもわ
けでございます。そういう点もやはり
特別会計方式といふか、借り入れ金方
式に關係があると存じます。

○天田勝正君 一二条を一つ見て下さい。「埋立又
は干拓の工事によって生じた用地の売
代金及び貸付料は云々」この條文によ
て、その方面からスピード・アップ
ができるのだ、こういう話ならば別段こ
とがないと思いますから、ほかの質問
をいたします。

十一條を見ると、「埋立又
は干拓の工事によって生じた用地の売
代金及び貸付料は云々」この條文によ
て、その方面からスピード・アップ
ができるのだ、こういう話ならば別段こ
とがないと思いますから、ほかの質問
をいたします。

○天田勝正君 一二条を一つ見て下さい。「埋立又
は干拓の工事によって生じた用地の売
代金及び貸付料は云々」この條文によ
て、その方面からスピード・アップ
ができるのだ、こういう話ならば別段こ
とがないと思いますから、ほかの質問
をいたします。

付料を処分する、こういうわけでありますが、そこでこの用地の売払代金及び貸付料、この元になる売り払いをして、貸付をしたりするということの権限は何人が握っておりますか。もつと説明を加えますと、大ていて答えは大臣とかなんとかいう、そういうきまり文句で答えるのでしようが、しかし、一々大臣が相手を選定したりなどするはずがない。はずがないために、ときどき末端においても汚職が起きたりなどする。そういう権限は一体直接にはだれが持つておるのですか。

○天田勝正君 農林大臣でございます。

○説明員(立川宗保君) 農林大臣でござります。

○天田勝正君 それはそろだらう。だから初めからそういう予防線でそういう説明をしておいた。農林大臣であろうけれども、ところが一々そこへ行ってだれが相手がよろしかろうというの農林大臣やるはずがない。大ていそれはもう少し末端のところで、かくかくの相手でかくかくの条件でかかるべしと思いますといふことで上申があつて、それはもう大ていよろしいといふので判を押されるにきまつておる。ですから、こういう権限をにぎらせる場合は、代行といいますか、そういうのは非常に慎重にやらなければならぬと思うので、私は聞いておる。直接受けにはどなたなんですか。

○説明員(立川宗保君) この点は、土地の売り払いといふこの規定は、農地以外の用地に売るわけでございまして、非常にこの点はわれわれの方も慎重におきまして直接売り渡しの相手に売り渡すということは、ほほ從来の

類をあげまして、十分な審査の上に売り渡すと、こういう工合に処置をいたすつもりでございます。

○天田勝正君 もちろん書類は中央まであがってくるのだ。医者の免許まで限を持つて、やり方によつては汚職にみなあがつてくる。現美には大臣がその書類なんかは見やせぬ。そこで私はこういう相当な、まあ言つてみれば権限を持つて、やり方によつては汚職にとつじつまが合つてくるんですよ。ところが、実際は文書上つじつまが合つて、いながら、なおかつ因縁情熱やら汚職が出てくるというところに問題がいつつじつまが合つてくる。とにかくそういうことが運用上いわゆる村のボスといつてもあるのである。だから農地として売り渡す場合であつても、これはその遠定権が一体だれにあるかによつて、よほどこれが變つてくる。とにかくそういうことが運用上いわゆる村のボスといつても、そういう者に有利になるといふのが常に一般善意の農民側の不満を買ひます。そこへ持つてきて、さらに農地以外のものについて、一体政令で定めるというのは、実はあとで聞きますけれども、非常に政令で定める分がこの法律では多い。多いけれども、これに関する限りは、代行といいますか、そういうのは今まで、今あなたが説明されただけでは私は不十分だと思つけれども、非常に慎重にと言つていいしない。それは今まで、今あなたが説明されただけでは私は不十分だと思つけれども、非常に慎重にと言つていいことなんですか。

○説明員(立川宗保君) これはただいま御注意のありましたような点を、十分に運用上考えていかなければならぬと思いますが、従来とも、この干拓地につきまして、その他の用途に売り渡すといふことは、ほほ從来の

われわれの扱いといたしましては、原則としてはいたさないといふ考え方をとつております。ただ、非常に吟味をいたしまして、特別のものについて、少數の例外を取り扱う、従つて、件数地で審査をいたします諸機関にも十分注意を徹して、これをやり得るという工合に考えておるわけでございます。

○天田勝正君 まあ慎重の審査はしがきわめて限られておりますので、われわれも十分注意をいたして参りますし、また、われわれの処置を、まず現地で審査をいたします諸機関にも十分に書いた予定された売り払いの用途、目的、相手方といふのは、どういうものを見逃す予定で、この条文ができるだけですら、じや今ここに法律に書いてあるから、およそその見込みがあるのだから、およそその見込みがあるみ貸し付ける、ごくまれな、例外的な場合の用意としてこの規定をしたといふと思いませんが、その見込みを一つお示し願いたい。

○説明員(立川宗保君) たとえば、今回特別会計で、秋田県の八郎潟の工事を着手いたします。そこで一万町歩に及ぶような大地域でござりますので、その干拓が竣工いたしました暁には、その中に新しい村もできました。村役場もできましたし、公民館もありました。学校もありました。あるいは村の診療所もありました。これらが明確な条件を審査をいたしまして、そこで適当な人は越格者として選びまして、その人たちに、あなたが説明されただけでは私は不十分だと思つけれども、非常に慎重にと言つていいことなんですか。

○説明員(立川宗保君) これはただいま御注意のありましたような点を、十分に運用上考えていかなければならぬと思いますが、従来とも、この干拓地につきまして、その他の用途に売り渡すといふことは、ほほ從来の

分でございまして、その具体的なものはといえば、この会計で出てきます、何らかの原因で出て参ります利益でござります。国庫余裕金の預託金の利子収人のようなものでありますて、ごく技術的なもので、大したものではございません。

それから、二項の、「政令で定めるところにより」は、その繰り入れをいたします時期等を事務的にととのえる必要がございますので、それを予定いたしているものでございます。

それから第六条の「政令で定めるところにより」、これも時期、それから書式等を規定いたします手続の政令でございます。

それから、二項の「政令で定めるところ」は、これも手続だけでございます。

それから、三項の「政令で定める額に相当する金額」、これは受託工事の関係でございまして、受託工事の納付金をこの会計においてとるわけでございますが、その中には、この会計の支払いに充てます工事費の分と、それから管理する職員の経費と両方がござります。そこで、この職員の関係の経費を一般会計の方で負担いたしておりますので、そちらに練り入れる規定でございます。それに関連したこととの政令で定めます。

○天澤正君 時間がおそらくなりましたから、私は質問をやめますが、先ほどもお聞きの通り、私の質問でも、資料、数字等が整っていないというようなことがありますし、そういうことはまことに質問者としては困るわけですね。ですから、当局においては審議するべきです。さらに今は今後本法がもし可決されまして、これが実施の暁には、農民に法律に関連した諸資料、数字等は用意

してきてもらいたいと要望しておきます。質問はこれで終ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 他に御質疑はございませんか。

○野瀬勝君 今天田さんの質問の中に八郎潟の話があつたのですが、八郎潟は畠有地ですか、私有地は少いでしょうか。

○説明員(立川宗保君) 対象となるところは全部公有水面であります。

○野瀬勝君 公有水面というと、それほどこの一権利といふか、所有に属するもののなんですか。さつくばらんにいえ、管理権はどこにあるのですか。

○説明員(立川宗保君) これは国でございませんけれども、公有水面埋立法の手続は建設者が所管をいたしております。

○委員長(廣瀬久忠君) 別に御質疑がございません。

○説明員(立川宗保君) これは國でございませんけれども、公有水面埋立法の手續は建設者が所管をいたしております。

○野瀬勝君 国だね。

○説明員(立川宗保君) そうでございまます。

○野瀬勝君 國だね。

○説明員(立川宗保君) これは國でございません。

○野瀬勝君 本法は原法であります土地改良法一部改正法律案に基いて提案されたものでございまして、これとの関連において第三の点は、今も質問の中に入りますが、個人の所有に対しましては、本法によつてある程度割り切れておりますが、国有地は公有地に対する問題に対し、具体的にまだ規定されておりません。特にこの国有地の問題に対しましては、附則第十五条の適用

あるいは農業の經營に影響するところが大きいと認識いたしますので反対をいたします。

ます、原法がねらいといたしております簡素化の問題あるいは事業量がふえまして、生産が非常に上るというこの見解は、むしろ逆だと思います。

かえて本法案は、農民に対する從来の保護政策から融資政策への切りかえを内容としておるのでございまして、現下の農村の経済的事情から見まして、今日の土地改良法に基くわざかの助成でさえも容易でないという際にみずから負担を多くするというようなことになりますならば、今申しました通り、今日の農村経済はそれを許さないでございます。かえて私は事業量の増大どころかむしろ土地改良の事業に支障を来たす、この結果は生産が減退するという危険を感じるものであります。

第二の点におきましては、本法案の原法でござります土地改良法一部改正法律案、これが農地制度との関係における点でございまして、こういう点に對し、もつと具体的に割り切れるようになります。御意見のある方は是非明かにしてお述べを願います。

○委員長(廣瀬久忠君) 别に御質疑があるでございまして、こういう点に對し、もつと具体的に割り切れるようになります。御意見のある方は是非明かにしてお述べを願います。

○野瀬勝君 社会党を代表し簡単に反対の意見を申し述べたいと思います。

○委員長(廣瀬久忠君) 本法は原法であります土地改良法一部改正法律案に基いて提案されたものでございまして、これとの関連において第三の点は、今も質問の中に入りますが、個人の所有に対しましては、本法によつてある程度割り切れておりますが、国有地は公有地に対する問題に対し、具体的にまだ規定されておりません。特にこの国有地の問題に対しましては、附則第十五条の適用

が行われる危険性があります。かように国有地に対する土地配分計画、これを改正する法律案につきまして、さきに提案の際申し述べました提案理由説明に補足して御説明を申し上げます。

この法案は、最近おきます関税犯が今後どういうふうに実施されるかといたしまして、本法に対する賛成を得られない点でございます。

簡単でござりますけれども、以上要約いたしまして三点の理由から、本法は未熟な原法なものであり、その未熟な原法に対する特別会計を制定することになります。

○委員長(廣瀬久忠君) 他に御発言はございませんか。——御発言はないようありますけれども、公有水面埋立法の手續は建設者が所管をいたしております。

○説明員(立川宗保君) 特定土地改良工事特別会計法案を問題に供します。本案に賛成の方の御挙手を願います。

○委員長(廣瀬久忠君) 多数であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は、先例により委員長に御一任願いたいと存じます。

それから多数意見者の御署名を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 多数であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

第三の点は、今も質問の中に入りますが、個人の所有に対しましては、本法によつてある程度割り切れておりますが、国有地は公有地に対する問題に対し、具体的にまだ規定されておりません。特にこの国有地の問題に対しましては、附則第十五条の適用

が改正する法律案につきまして、さきに提案の際申し述べました提案理由説明に補足して御説明を申し上げます。

この法案は、最近おきます関税犯の規制を加え、関税法の施行を容易ならしめるために、同法の一部を改正しようとするものであります。主な努力が今後どういうふうに実施されるかといたしまして、本法に対する賛成を得られない点でございます。

簡単でござりますけれども、以上要約いたしまして三点の理由から、本法は未熟な原法なものであり、その未熟な原法に対する特別会計を制定することになります。

○委員長(廣瀬久忠君) 本法でござりますが、外國貿易船または外國貿易機が開港に入港したときには、入港届の提出その他所要の入港手續が義務づけられます。おそれます、他の船舶または航空機で本邦と外國との間往来するものにつきましては、何らの入港手續を要しないでいいことになつております。しかしながらこれらの船舶または航空機につきましては、何らの入港手續を要する必要があります。

まず第十五条であります、現行法では、外國貿易船または外國貿易機が開港に入港したときには、入港届の提出その他所要の入港手續が義務づけられます。おそれます、他の船舶または航空機で本邦と外國との間往来するものにつきましては、何らの入港手續を要しないでいいことになつております。しかししながらこれらの船舶または航空機につきましては、何らの入港手續を要する必要があります。

まず、外國貿易船などと同じように、船用品または機用品の免稅が認められており、また乗組員などが外國で購入した物品を輸入する場合がありますので、これに対する関税法上の取締りのために、必要最小限度の手續として開港への入港の際には、入港届の提出を必要とするということにいたしましたのであります。

次に第二十四条であります、本邦と外国との間往来する船舶または航空機との間の交通につきまして、貨物の輸出入の取締りの見地から、税關においては、所要の規制を行ふ必要があるわけであります。現行法におきましては、単に交通の場所のみが制限されており、税關はそれ以上制限を加えることができます。それが実施の暁には、農民に

きます。國有地は公有地に対する問題に対し、具体的にまだ規定されておりません。特にこの国有地の問題に対しましては、附則第十五条の適用

かかるに最近外国往来船に出かけて外国の不正買出しを行ひ、その他他船員などに金を払って不正輸入をしようとするなどの事例が少くない傾向にありますので、この際、関税法上の成規の手続を経ない貨物の授受を目的とする外国往来船への交通につきまして、税関長の許可を要することとしていたしました。ただし、この交通をしようとするものが、関税法その他貨物の輸出入に関する罰則の定めのある法令に違反して罰則の定めのある法令に違反したことであるなど、いわゆる違反のおそれの多い特定の場合には、税関長はそれを許可しないでもよいということにいたしまして、密輸取締りの確実を期そうとするものであります。

次に、三十一条であります。現行法におきましては保税地域に貨物を入れ、またはこれから貨物を出そうといふ場合には、その貨物が外国貨物輸入の許可を受けた貨物または輸出しようとする貨物である場合に限つて税關に届け出をすることになります。これによりまして、税關はそれまでより受けた貨物または自らの運送によっておこなわれます。しかるに最近に至りましたして、このことを悪用いたしまして、保税地域内において輸出の許可を受けた貨物と一般の内国貨物とをすり交えまして、空港の輸出実績によつて輸入原料の割当を受けるといったような違反事件が少なからず発生するに至りましたので、改正案におきましては、保税地区にある保税地域などで、この種の違反の行われやすい保税地域につきましては、一般的の内国貨物の出し入れについて外國貨物の場合と同様の届け出を要することにいたしましたのであります。

次に、百二条であります。これは手数料の豁減または免除に関する規定であります。改正案で新たに第三項を設け加えましたのであります。それが、関税法上の成規の趣旨は今国会において成立いたしましたた。トン税法及び特別トン税法における開港に入港する外国貿易船に課せられるトン税及び特別トン税が合せたトントン税と同一の不開港に入港する場合の許可手数料もこれと同額に引き上げたのであります。

次に、百三十三条から百七十七条までの規定を整備いたしたものであります。四回目以後の許可手数料を減免することができる制度があるのにかんがみして、手数料負担の調節をはかつたわけであります。

第八十四条 大蔵大臣は、酒類の需

給が均衡を失したことにより、酒類の取引の正常な運行が阻害され、酒類製造業又は酒類販売業の經營が不健全となつており、又は

なるおそれがあるため、酒税の滞納又は脱税が行われ、又は行われるおそれがあると認められる場合においては、左に掲げる事項につき内容を定めて、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会又は酒造組合に加入していない酒類製造業者に対し、これに従うべき旨の勧告をすることができる。

一 酒類の原材料の購入数量、購入価格又は購入方法に関する規制

二 酒類の製造石数、購入価格又は購入方法に関する規制（第一号の規制に該当するものを除く。）

三 酒類の購入石数、購入価格又は購入方法に関する規制（第一号の規制に該当するものを除く。）

四 酒類の販売石数、販売価格又は販売方法に関する規制

五 酒類の規格又は意匠に関する規制

第六十四条第三項中「第二号」を「第三号から第五号まで」に改め、同条第六項中「眞」を「おそれ」に改める。

第六十七条の次に次の二条を加える。（決算関係書類の提出）

第八十七条の一 酒類業組合等は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一週間以内に、事業報告書、財産目録及び収支計算書を大蔵大臣に提出しなければならない。

第八十八条中「又はこの法律」を

「若しくは酒税法又はこれらの法律」に改める。

第九十二条第一項中「酒類業組合」を「酒類業組合等」に、「組合」を「組合員」に改める。

第九十三条及び第九十四条第三項中「認可を受けた」を「規定により認可を受けた、又は認可を受けることを要しない」に改める。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のようにより改正する。

目次中「第一章 資本及び資産（第十一条～第十七条）」を「第二章 資本及び

資産（第十一条～第十七条の三）」に、

二十四条（第四章 収入及び支出（第二十二条～第二十四条））を「第五章 決算（第二十五条～第二十九条）」に、

八条（第六章 難則（第三十二条～第三十五条））を「第七章 難則（第三十六条～第三十九条）」に、

第二条中「配給」を削る。

第四条の見出し及び第一項並びに第五条（見出しを含む。）中「計理」を「経理」に改める。

第八条 削除
第九条 中「補助貨幣」の下に「貨幣」に改め、同条第四項中「一時借入金」を削り、同条に次の二項を加える。

「価額を額面額の合計額に改める。
（決算関係書類の提出）
第八十七条の一 酒類業組合等は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一週間以内に、事業報告書、財産目録及び収支計算書を大蔵大臣に提出しなければならない。

第一百一条に次の二号を加える。

十八 第八十八条の二の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十七条の規定は、同条に規定する酒類業組合等のこの法律の施行の日以後終了する事業年度分から適用する。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のようにより改正する。

目次中「第一章 資本及び資産（第十一条～第十七条）」を「第二章 資本及び

資産（第十一条～第十七条の三）」に、

二十四条（第四章 収入及び支出（第二十二条～第二十四条））を「第五章 決算（第二十五条～第二十九条）」に、

八条（第六章 難則（第三十二条～第三十五条））を「第七章 難則（第三十六条～第三十九条）」に、

第二条中「配給」を削る。

第四条の見出し及び第一項並びに第五条（見出しを含む。）中「計理」を「経理」に改める。

第八条 削除
第九条 中「補助貨幣」の下に「貨幣」に改め、同条第四項中「一時借入金」を削り、同条に次の二項を加える。

5 前項に規定する前受金とは、第

十八条第一項に規定する補助貨幣回収準備資金から第十八条の二第

三項の規定により払出を受けたものである。

第十七条の二 作業資産に属する地

金で補助貨幣の製造の用に供する

目的をもつて取得したものとす

る。第一項に規定する補助貨幣回収準備資金に組み入れるものとする。

4 作業資産に属する物品を譲渡し

たときは、当該物品の価額に相当する金額は、大蔵大臣の定めるところにより、前受金の減額に充てるものとする。

2 前項の規定により固定資産の価額を減額し、又は削除したときは、当該減額し、又は削除した額は、大蔵大臣の定めるところにより、固定資本の減少に充てるものとする。

第十五条第三項を次のようにより改める。

3 第十八条第一項に規定する補助

貨幣回収準備資金から第十八条の二第二項の規定により払出を受けた地金の価額は、その払出を受けた時の価額による。

第十六条第一項中「の支出」を削

り、「計理」を「経理」に改め、同

条第二項中「の支出額」を削り、同

条第三項中「の支出」を削り、「計理」を「経理」に改める。

第十七条の見出しを「（作業資産の価額の改定等）」に改め、同条第二項中「以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければならない。」を「に比して著しく不適当となつたときは、大蔵大臣の定期によりこれを行つたとき、価額を改定しなければならない。」に改め、同条に次二項を加える。

3 前項の規定により作業資産の価額を改定したときは、当該改定による増減額は、大蔵大臣の定めるところにより、前受金の増額又は減額に充てるものとする。

4 作業資産に属する物品を譲渡し

たときは、当該物品の価額に相当する金額は、大蔵大臣の定めるところにより、前受金の減額に充てるものとする。

（不用地金の回収準備資金への組入）

第十七条の二 作業資産に属する地

金で補助貨幣の製造の用に供する

目的をもつて取得したものとす

る。第一項に規定する補助貨幣回収準備資金に組み入れるものとする。

2 前項に規定する地金について同

項の規定による組入を行つたときは、当該地金の価額に相当する金額は、前受金の減額に充てるものとする。

(歳入の調査決定額に係る前受金の整理)

第十七条の三 この会計において歳入金(第十八条の二第三項の規定による組入金を除く。)の調査決定があつたときは、その調査決定額は、大蔵大臣の定めるものを除くほか、同項の規定による組入金の額に充てるものとする。

第十八条第一項中「又は第三十二条第一項」を削り、「第十八条の二第三項」を「第十八条の四」に及び第十九条第二項の規定による運用利益金」を「第十九条第三項に規定する利益金及び第二十七条ただし書の規定による組入金」に改め、同条第二項中「必要な金額に充てるものとする。」を「充てるほか、次条第一項又は第二項に定めるところにより使用するものとする。」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

回収準備資金に属する地金(引換貨幣及び回収貨幣を含む。)は、大蔵大臣の定めるところにより、その額に満たないときは、その満たない額は、減価償却費受入未額として使用するため、この会計に払い出すことができる。

- 2 回収準備資金に属する地金(引換貨幣及び回収貨幣を含む。)は、大蔵大臣の定めるところにより、その額に満たないときは、その満たない額は、減価償却費受入未額として使用するため、この会計に払い出すことができる。
- 3 第一項に規定する経費又は費用に充てる金額は、毎会計年度、あらかじめ回収準備資金からこの会計に組み入れることができる。
第十八条の二の次に次の三条を加える。

(固定資産の増加)

第十八条の三 前条第一項に規定する固定資産の拡張及び改良の費用に充てる金額を同条第三項の規定により回収準備資金からこの会計に組み入れた場合において、この会計においてその費用を支出したときは、次に定めるところにより経理するものとする。

4 第二項に規定する引換貨幣及び回収貨幣の価額は、地金の時価により改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

5 政府において引き換え、又は回収した補助貨幣(以下「引換貨幣及び回収貨幣」という。)は、回収準備資金に編入し、同資金において保有するものとする。

6 第十八条の二を次のように改める。

(回収準備資金の使用)

第十八条の二回収準備資金に属する現金は、予算の定めるところにより、造幣局の事業に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張

三 当該支出が第十三条に規定す

る債却資産に係るものである場

合において、その支出額が当該

第十四条を第二十二条とし、同条の前の章名を次のように改める。

第四章 予算

第二十七条を第二十三とし、第

二

二十八条第二項第二号中「及び第二

十五

の規定による実績表」を、

「補助貨幣回収準備資金の増減に

関する実績表及び補助貨幣製造事業

業予定計画表」に改め、同条第三号中「及び第二十五条の規定による計画表」を、「補助貨幣回収準備資金の増減に

関する計画表及び補助貨幣製造事

業予定計画表」に改め、同条を第二

十四

条とし、同条を第二十五とし、同

条の前の章名を次のように改める。

第五章 収入及び支出

第二十九条を第二十五とし、同

条の前の章名を次のように改める。

第六章 決算

第三十条中「及び資本増減表」を

二

二十九

の規定による実績表」に改め、同条

を第二十六とし、同条の前の章名

を次のように改める。

第七章 雜則

第三十一条を削り、第三十二条を

二回収準備資金に属する地金(引

換貨幣及び回収貨幣を含む。)

3 回収準備資金に属する現金に不足を

生じた場合その他必要がある場合

には、大蔵大臣の定めるところに

より、充てんことができる。

4 第二十条中「定めるところによ

り、」を「定めるところによるものとし、その現金は」に、「計理」を

「経理」に改める。

六条を第二十二条とし、同条の前の章名を次のように改める。

第五章 予算

第二十九条 この会計の毎会計年度

二

二十九

の規定による実績表」を、「余裕金の運用」

三

三十

の会計に余裕金があるとき

は、

資金運用部に預託する

こと

ができる。

4 第三十六条第一項中「当該年度の

出納の完結まで」を「当該年度内」に改め、同条を第三十三とし、第三十七条及び第三十八条を二条ずつ繰り上げる。

5 第三十七条を削り、第三十二条を

二回収準備資金に属する地金(引

換貨幣及び回収貨幣を含む。)

6 第二十七

の決算上利益を生じたときは、次

の規定により繰り越された損失

を当該利益の額をもつてうめ、當

該利益の額になお残余があるとき

は、これを翌年度に繰り越すもの

とする。ただし、当該残余のうち

1 第十八条の二回収準備資金に属する現金は、予算の定めるところにより、造幣局の事業に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張

費受入未済金の減額に充て、な

お残余があるときは、その額

は、この会計の固有資本の增加

に充てる。

2 昭和三十三年四月一日におい

大蔵大臣の定める額は、回収準備

資金に繰り入れることができる。

は」の下に「前条の規定によりこ

れをうめ、なお、不足するときは」

を加え、同条を第二十八条とし、同

条の次に次の二条を加える。

(剰余金の繰越)

第二十九条 この会計の毎会計年度

二十九

の規定による実績表」を、「余裕金の運用」

三十

の会計に余裕金があるとき

は、

資金運用部に預託する

こと

ができる。

3 第三十六条第一項中「当該年度の

出納の完結まで」を「当該年度内」に改め、同条を第三十三とし、第三十七条及び第三十八条を二条ずつ繰り上げる。

4 第二十七

の決算上利益を生じたときは、次

の規定により繰り越された損失

を当該利益の額をもつてうめ、當

該利益の額になお残余があるとき

は、これを翌年度に繰り越すもの

とする。ただし、当該残余のうち

て、この会計の保有する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）は、造幣局の事業のうち造幣事業以外のものに係るものとして大蔵大臣が定めるものを除くほか、補助貨幣回収準備資金に編入し、同資金において保有することができる。

3 造幣局特別会計法の一部を改正

する法律（昭和二十八年法律第二十四号）附則第二項又はこの法律による改正前の造幣局特別会計法第三十二条の規定によりこの会計から一般会計又は補助貨幣回収準備資金に納付し、又は編入すべき利益で、昭和三十三年三月三十一日においてまだ当該納付又は編入がされていないものについては、同日以後においては、当該納付又は編入は、要しないものとする。

4 第二項の規定により補助貨幣回収準備資金に編入された地金の価額が前項の規定により納付又は編入を要しないこととされた利益の額の合計額をこえるときは、そのこえる額に相当する金額は、政令で定めるところにより、この会計の固有資本又は前受金の減少に充てるものとする。

5 前項に規定する地金の価額は、時価を参考して大蔵大臣が定めるところによる。

6 昭和三十二年度の決算の確定の日において、この会計の同年度以前の年度に係る決算上の損失があるときは、その合計額は、政令で定めるところにより、この会計の固有資本の減少に充てるものとす

昭和三十二年四月二十日印刷

昭和三十二年四月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局